

## 「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」の概要について

### 1 改正の趣旨

東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリパラ」という。）に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための厳格な水際対策及びオリパラの安心・安全な運営を目的に、情報通信技術（IT）を活用した接触機会の低減や効率化が求められるところ、外国人が行う上陸申請に際して提出する外国人入国記録（以下「EDカード」という。）についても電子化することにより、オリパラ観客等の上陸申請手続の効率化及び利便性の向上が期待されることから、出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「規則」という。）について所要の改正を行うものである。

### 2 改正の概要

現行の規則では、外国人による上陸の申請に際し、EDカードを書面で入国審査官に提出することが求められているところ、電子機器に一定の事項を受信させる方法による申請を可能にする規定を設ける。

### 3 今後の予定

公布日：令和3年4月下旬

施行日：令和3年4月下旬（公布日と同日）